

金沢市開発指導基準の一部改正について

1 改正理由

市街化区域内の面積が 0.3ha 以上 1.0ha 未満の開発行為において、当該開発区域が既設公園の境界から公園の種類ごとに定める一定距離以内にあり、かつ、「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」に基づく開発区域内緑化計画を策定し、市長に届け出ることにより、公園の設置を緩和するため「金沢市開発指導基準」を一部改正する。

2 改正内容

第2章 技術基準 第3節 公園に 2 公園の設置緩和及び緑化計画の届出の項目を追加する。

3 施行日

令和2年7月1日

4 新旧対照表

改 正	現 行								
<p>第2章 技術基準 第3節 公園</p> <p>1 公園の設置基準 1. ～6. (略)</p> <p>2 公園の設置緩和及び緑化計画の届出</p> <p>1. 市街化区域内の面積が 0.3ha 以上 1.0ha 未満の開発行為において、当該開発区域が既設公園の境界から公園の種類ごとに定める一定距離(以下「誘致距離」という。)以内にあり、かつ、「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」に基づく開発区域内緑化計画(以下「緑化計画」という。)を策定し、市長に届け出ることにより、公園の設置を緩和する。</p> <p style="margin-left: 20px;">この場合、既設公園からの誘致距離については、表－11 を基準とし、公園管理者と協議すること。</p> <p>※0.3ha 以上の開発行為にあつては、緑化計画を策定し、市長に届け出ること。</p> <p style="text-align: center;">表－11 誘致距離</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">小公園</td> <td style="padding: 2px 10px;">街区公園</td> <td style="padding: 2px 10px;">近隣公園</td> <td style="padding: 2px 10px;">地区公園</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">100m</td> <td style="padding: 2px 10px;">250m</td> <td style="padding: 2px 10px;">250m</td> <td style="padding: 2px 10px;">250m</td> </tr> </table> <p>2. 前項に掲げる開発区域と誘致距離の取り扱いは、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 開発区域が既設公園の誘致距離内にある場合</p> <p>(2) 開発区域面積の 1/2 を超える部分が既設公園の誘致距離内にある場合</p> <p style="text-align: center;">図－8 公園の誘致距離(省略)</p>	小公園	街区公園	近隣公園	地区公園	100m	250m	250m	250m	<p>第2章 技術基準 第3節 公園</p> <p>1 公園の設置基準 1. ～6. (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">(新設)</p>
小公園	街区公園	近隣公園	地区公園						
100m	250m	250m	250m						

- 3 公園整備に関する施設細目 (略)
表-12 公園施設設置基準(略)
- 4 公園に関する緑化細目 (略)
- 5 植生の回復 (略)
- 6 兼用調整池 (略)
- 7 開発行為者による自己管理の緑地等 (略)

- 2 公園整備に関する施設細目 (略)
表-11 公園施設設置基準 (略)
- 3 公園に関する緑化細目 (略)
- 4 植生の回復 (略)
- 5 兼用調整池 (略)
- 6 開発行為者による自己管理の緑地等 (略)